2　一方の締約国が他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関して書面により義務を負うこととなった場合において、当該投資家が当該投資財産の設立、取得又は拡張の際に当該一方の締約国による当該義務の履行を求めることが可能であったときは、当該一方の締約国は、当該義務を遵守する。

3　この条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。

第十・六条　裁判所の裁判を受ける権利

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　この条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。

第十・七条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制してはならず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制してはならない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g)　特定の国籍を有する者を役員、理事又は取締役に任命すること。

(h)　自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(i)　一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(j)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

(k)　当該投資家と自国の区域内の者との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、当該締約国が政府の権限の行使として、次の事項を採用することの要求を課し、又は次の事項を採用することを約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。

(i)　当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額

(ii)　当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

注釈　この(k)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

2　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めてはならない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3　(a)　2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b)　1(k)の規定は、反競争的行為を規制する法律の違反に係る救済措置として裁判所又は競争当局が、1(k)に規定する事項の採用の要求を課し、又は当該事項の採用を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。

(c)　1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

(d)　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第十・八条　適合しない措置

1　第十・三条、第十・四条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　締約国の中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書八の当該締約国の表に記載するもの

(b)　締約国の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第十・三条、第十・四条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　一方の締約国は、1(b)に規定する適合しない措置であって、他方の締約国の都道府県又はウランバートル市若しくは県が採用し、又は維持するものが、当該一方の締約国の投資家が行う投資活動に障害をもたらすと認める場合には、当該措置の適用に関し相互に満足すべき解決を得るために協議を要請することができる。

3　第十・三条、第十・四条及び前条の規定は、締約国が附属書九の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

4　いずれの一方の締約国も、附属書九の自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

5　一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書八の自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書九の自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的な状況においては実施の後できる限り速やかに）、次のことを行う。

(a)　当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b)　他方の締約国の要請があった場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

6　各締約国は、適当な場合には、附属書八及び附属書九の自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。